

和光市工事検査規則

(趣旨)

第1条 本市が施行する工事の検査（以下「検査」という。）に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主席検査員 和光市組織規則（平成14年規則第29号）第8条に規定する主席検査員をいう。
- (2) 工事検査員 主席検査員及び和光市組織規則第8条に規定する検査員をいう。
- (3) 監督員 和光市契約規則（昭和44年規則第17号）第22条に規定する監督職員をいう。
- (4) 出来高検査 工事の仕切り、非常災害等による損害、部分使用、部分払及び請負契約の解除等の場合に、工事の既成部分（工事現場にある検収済の工事材料を含む。）を確認する検査をいう。
- (5) 中間検査 工事中随時に行う検査で、その工事の状況を査察し、契約の覆行を確認する検査をいう。
- (6) 完成検査 工事の完成を確認する検査をいう。

(検査の方法等)

第3条 検査は、現地において契約書、設計書、仕様書及び図面その他関係書類等と対照して適正に行わなければならない。

- 2 水中又は地中等で直接検査を行い難い部分は、写真等の記録により考査認定することができる。
- 3 検査上必要と認めるときは、一部を取り壊して検査をすることができる。
- 4 検査のため理化学試験を行う必要があるときは、受注者に試験研究機関の試験を受けさせなければならない。
- 5 検査に当たって理化学試験及び試運転その他の処置を必要とするときは、その結果を待って合否の判定をしなければならない。
- 6 受注者は、検査のため必要な資料の提出その他の処置につき、工事検査員の指示に従わなければならない。

(検査の基準)

第4条 工事の検査基準は、埼玉県土木工事検査技術基準、埼玉県建築工事検査技術基準及び企業局建設工事出来形管理基準に準じ行うものとする。

(書類の提出等)

第5条 工事主管課長は、請負契約の締結後速やかに工事概要書（様式第1号）を主席検査員に送付するものとする。

- 2 前項の工事概要書を受領した主席検査員が、特に必要と認めるときは、工事主管課長に対して契約書、設計図書、工程表等の写しの提出を求めることができる。
- 3 主席検査員は、検査について特に必要と認めるときは、工事主管課長に対して関係書類の提出又は意見を求めることができる。

(検査の手続)

第6条 工事主管課長は、検査を受けようとするときは、工事内容を確認後、工事検査請求書（様式第2号）を主席検査員に提出しなければならない。

- 2 前項の工事検査請求書を受領した主席検査員は、速やかに検査日時を定め、工事主管

課長に通知しなければならない。

(検査の立会い)

第7条 検査には、監督員、受注者又は現場代理人及び主任技術者は立ち会わなければならない。

(契約に違反する場合の措置)

第8条 工事検査員は、検査の結果、契約条項に違反した箇所があるときは、工事検査結果指示書(様式第3号)により期限を定めて補修又は改造を工事主管課長に指示しなければならない。ただし、工事検査員が認めた軽微なものについては、口頭等の指示をもってこれに代えることができる。

2 主席検査員は、違反の事実が重大であると認めるものについては、直ちに市長に報告し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。

3 工事主管課長は、第1項の規定による補修又は改造が完了したときは、直ちにその旨を工事是正結果報告書(様式第4号)により主席検査員に報告しなければならない。ただし、第1項ただし書に規定する工事検査員が認めた軽微なものについては、口頭等の報告をもってこれに代えることができる。

4 工事検査員は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに再検査を行わなければならない。ただし、第1項ただし書に規定する工事検査員が認めた軽微なものについては、監督員の確認をもってこれに代えることができる。

(検査の報告等)

第9条 主席検査員は、検査を施行したときは、工事検査通知書(様式第5号)を工事主管課長に送付しなければならない。

2 主席検査員は、工事の検査を終了したときは、工事検査報告書(様式第6号)及び工事検査調書(様式第7号)により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者に報告しなければならない。

(1) 請負金額が2,000万円以上の工事 市長

(2) 請負金額が1,000万円以上2,000万円未満の工事 副市長

(規則の準用)

第10条 本市が施行する修繕の検査に関する事務については、この規則を準用する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年規則第3号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第16号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第33号)

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月13日から適用する。

附 則(平成19年規則第33号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第37号）

この規則は、平成20年6月16日から施行する。

附 則（平成24年規則第12号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第19号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

